

令和7年度前橋市まちなか遊休不動産リビルド支援補助金交付要項

令和7年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気2 1 1階） 電話 027-210-2188（直通） 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	まちなかの空き家や空き店舗などの遊休不動産をリノベーションした上で店舗やオフィス等として利活用する際のリノベーション費用を支援することで、遊休不動産の利活用の促進を目的とします。
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 対象区域 前橋市アーバンデザインの対象区域（別図参照）。</li><li>2 遊休不動産 利活用されていない空き家や空き店舗、空きビル等の不動産。</li><li>3 リノベパートナー リノベパートナー登録制度に登録した事業者で、市と連携しながら自らの事業として対象区域内の遊休不動産の所有者と出店希望者をマッチングさせるもの。</li></ol>
補助対象者	<p>次のすべての条件に該当するものを対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 次の(1)、(2)のいずれかに該当する者<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 対象区域内にある遊休不動産を所有する者</li><li>(2) リノベパートナー登録事業者（対象区域内の遊休不動産を借り受けて事業を実施する場合）</li></ol></li><li>2 前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。</li><li>3 市税の滞納がないこと。</li><li>4 許認可が必要な業種については、既に取得もしくは取得が確実と見込まれていること。</li><li>5 諸法令や公序良俗に反しないものであること。</li><li>6 次の(1)から(8)で掲げる暴力団排除に関する要件のすべてに該当していること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</li><li>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</li></ol></li></ol>

<p>交付申請の手続等</p>		<p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
	<p>補助対象物件</p>	<p>対象区域の遊休不動産。ただし、建物に限ります。</p> <p>なお、店舗併用住宅の場合には、店舗として利用する部分に限り、対象とします。</p>
	<p>補助回数</p>	<p>1 事業者につき、同一年度内に3回まで本補助金の交付を受けることができます。ただし、同一のテナントに対して、本補助金の交付を受けることはできません。</p>
<p>交付の対象となる事業及び経費</p>		<p>1 対象となる事業</p> <p>次のすべての条件に該当するものが対象となります。</p> <p>(1) 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に交付申請をしたもので、令和8年3月31日までに事業を完了し、本市への報告を完了することができる事業であること。</p> <p>(2) 遊休不動産をリノベーションして、新たに貸し出す又はテナント募集等の利活用に向けた取り組みを開始する事業</p> <p>2 対象となる経費</p> <p>リノベーションを行ううえで必要な経費</p> <p>(例) 残置物撤去費用、解体費用、改修工事(内外装工事、給排水工事、電気工事)、図面作成調査費、不動産の登記費用、不動産鑑定費用、測量費用等</p> <p>3 上記の事業で次のいずれかに該当する場合は、補助の対象にはなりません。</p> <p>(1) 他の補助金の交付を受けている事業</p> <p>(2) 本補助金の申請以前に事業に着手・着工している事業</p> <p>(3) 消費税等の公租公課</p> <p>(4) 事業に必要であると認められない経費</p>

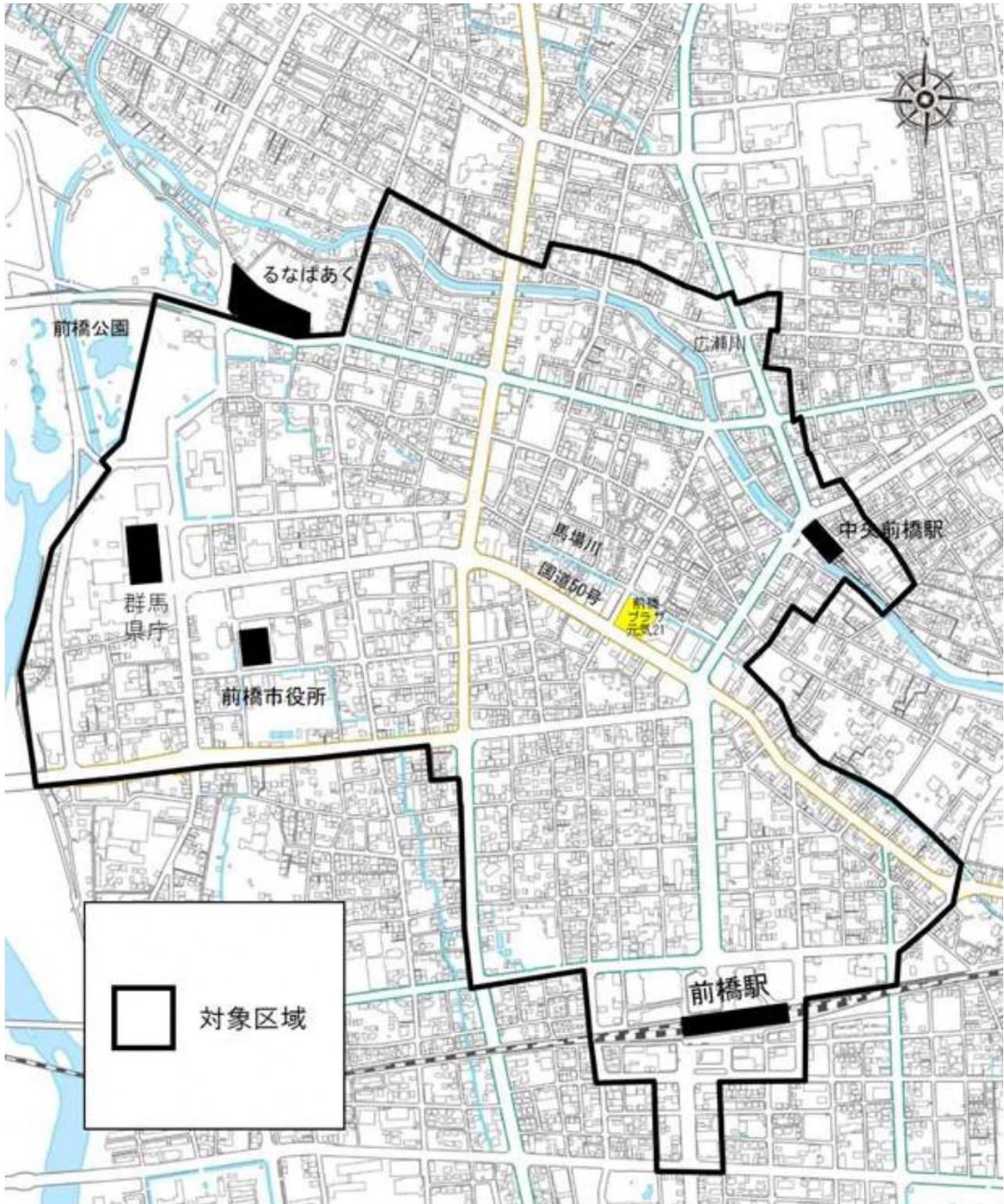
	<p>【注】補助対象者が課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されている事業者以外のもの）である場合、この補助金に基づき実施する事業の仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいいます。以下同じです。）は、対象外経費です。</p>
交付金額	<p>予算の範囲内で、対象経費の2分の1以内とし、補助上限額は50万円とします。（千円未満は切捨てとなります。）</p> <p>なお、前橋市アーバンデザイン加速化事業については、補助上限額を150万円とします。</p>
交付条件	<p>1 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。</p> <p>なお、発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第8号）を提出してください。</p> <p>(1) 市内業者では施工できない工事等の発注</p> <p>(2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注</p> <p>(3) その他、市内業者を選定しないことについて、合理的な理由があり、市長が必要と認める場合</p> <p>2 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>4 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>

<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間で、補助事業を開始する前に次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書兼誓約書</li> <li>2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 収支予算書</li> <li>(2) 消費税等課税区分届出書</li> <li>(3) 遊休不動産の全部事項証明書又は権利が分かる資料</li> <li>(4) 遊休不動産の場所（所在地）がわかる資料</li> <li>(5) 対象経費の見積書</li> <li>(6) 設計図書等（配置図、平面図、立面図等）※工事を伴う場合のみ</li> <li>(7) 補助事業開始前の遊休不動産の写真</li> <li>(8) その他参考となる資料</li> </ol> </li> <li>3 次の項目に該当する場合、上記に加え、次に掲げる書類を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者が市外在住、又は市外に本店を定める法人の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 申請者の身分証明書又は申請する法人の登記簿謄本</li> </ol> </li> <li>(2) リノベパートナーが申請する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 遊休不動産にかかる賃貸借契約書の写し</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>【注】 収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p> <p>【注】 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、（これに補助率を乗じて得た額を）減額して申請してください。ただし、申請時において、当該補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。</p> <p>【注】 押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請書類等の審査及び調査を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</li> <li>2 補助金の交付可否決定前に事業を開始する場合は、補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第7号）を提出してください。</li> </ol>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業完了後、実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書を提出してください。</li> <li>2 上記請求後の内容を審査し、受理した日から30日以内に支払います。</li> </ol>

<p>対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続</p>	<p>1 補助事業について、次に掲げる内容の変更や補助事業の中止、又は廃止をしようとする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>(1) 補助対象経費が30パーセント以上減額する場合  ※補助対象経費が増額する場合は軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p> <p>(2) 申請者の住所、所在地等が変更となる場合</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
<p>変更等承認決定の時期等</p>	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
<p>実績報告書の提出</p>	<p>1 事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 収支決算書</p> <p>イ 補助事業に係る領収書の写し又はその他支出を称すると認める書類の写し（振込明細書等）</p> <p>ウ 補助事業完了後の遊休不動産の写真</p> <p>エ 補助事業を実施したことが確認できる書類  （例）作成した図面、不動産調査結果の写しなど</p> <p>オ 入居テナント等と締結した不動産賃貸借契約書の写し又はテナント募集を開始したことが分かる資料  ※リノベーションした物件を利活用しない場合は、補助金が交付されません。ただし、当該遊休不動産の利活用計画書（任意書式）を提出し、協議のうえ承諾された場合は、この限りではありません。</p> <p>カ その他参考となる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p> <p><b>【注】</b> 収支決算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p> <p><b>【注】</b> 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告してください。</p>

	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合</p> <p>(3) 変更承認通知を受けずに営業内容、業態等を著しく変更した場合</p> <p>(4) 交付決定後、令和8年3月31日までに開業しない場合</p> <p>(5) 事業報告期間延伸に関する申請書に記載し、承認を受けた実績報告書提出予定日までに、実績報告書の提出ができない場合</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額</p> <p><b>【注】</b> 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請及び実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる仕入れに係る消費税等相当額に相当する額を返還しなければなりません。</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 収支予算書（様式第2号）</p> <p>3 消費税等課税区分届出書（様式第3号）</p> <p>4 交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第4号）</p> <p>5 理由書（様式第5号）</p> <p>6 交付決定通知書（様式第6号）</p> <p>7 変更等承認申請書（様式第7号）</p> <p>8 変更等承認通知書（様式第8号）</p> <p>9 事業報告期間延伸に関する申請書（様式第9号）</p> <p>10 事業報告期間延伸に関する承認通知書（様式第10号）</p> <p>11 実績報告書（様式第11号）</p> <p>12 収支決算書（様式第12号）</p> <p>13 補助金額確定通知書（様式第13号）</p> <p>14 補助金交付請求書（様式第14号）</p> <p>15 消費税等仕入控除税額報告書（様式第15号）</p>

別図 令和7年度 前橋市まちなか遊休不動産リビルド支援補助金  
対象区域図



※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。